

資料 1-B 臨時的任用職員と任期付き職員の勤務条件の比較

木更津市の臨時保育士と市原市の育休代替保育士の勤務条件

| 市立小中学校・県立高校の講師 (参考)  | 勤務条件 | 木更津市立保育園の臨時保育士   | 市原市立保育園の保育士   |   |
|--|------|--|---|---|
| 千葉県  | 辞令   | 木更津市 (非正規職員)   | 市原市 (正規職員)  | 市原市 (非正規職員)   |
| 辞令に記載  | 雇用期間 | 業務の内容や、雇用の必要の度合いにより異なります   | 最長3年の任期付  | 6月までの任用、更新は6月を限度として1度可能   |
| 地方公務員法22条<br>3/30に退職。4/1以降に別の学校へ   | 任用根拠 | 地方公務員法第22条   | 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号<br>育休代替任期付職員   | 地方公務員法第22条5項<br>臨時的任用職員   |
| 臨時的任用職員 講師<br>週5日 1日7時間45分勤務<br>勤務時間の割り振りは所属長が決める  | 勤務態様 | 臨時的任用職員 保育士  | 任期付職員 保育士<br>1日7時間45分又は4時間(土曜日)、平均して1週間あたり38時間45分<br>育児休業が取得できないなど一部の条件を除き、原則として任期の定めのない職員と同様 | 臨時的任用職員 保育士<br>突発的な育休やその他特別保育などに対する勤務時間は、最長7時間30分。              |
| 土曜 日曜 祝日 年末年始(12/29から1/3まで)  | 休日   | 土曜 日曜 祝日 年末年始(12/29から1/3まで) ただし土曜勤務分代替対応                                       | 週休日(4週間につき7日)及び祝日   | 土曜 日曜 祝日 年末年始(12/29から1/3まで)                                     |
| 年次休暇<br>療養休暇   | 有給休暇 | 雇用期間や勤務時間数に応じて、年次有給休暇あり  | 年次有給休暇 療養休暇等(任期の定めのない職員と同様)   | 年次有給休暇(労働基準法に基づいた日数)  |
| 基本給 指令に記載の級号給<br>経験により決定   | 給与   | 日額7800円(5年未満の経験)<br>日額8600円(5年以上の経験)<br>1時間当たりの賃金額は、賃金日額を7時間45分で除し1円未満を四捨五入した額 | 基本給 条例に記載の級号給<br>経験により決定  | 時給1100円   |
| 期末・勤勉手当として6月と12月に支給<br>ただし、勤務期間により減額あり   | 賞与   | なし   | 期末・勤勉手当として6月と12月に支給<br>ただし、勤務期間により減額あり  | 一時金 なし  |
| 交通機関利用の場合、運賃相当額を支給<br>民間駐車場利用時の補助なし  | 通勤手当 | 交通機関利用の場合は運賃相当額、交通用具利用の場合は、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合は、交通費を支給(150円、200円、300円)         | 交通機関利用の場合は運賃相当額、交通用具利用の場合は用具・距離に応じて手当支給(2km以上)<br>民間駐車場利用時の補助なし                               | 交通機関利用の場合は運賃相当額、交通用具利用の場合は用具・距離に応じて手当支給(2km以上)<br>民間駐車場利用時の補助なし |
| 自らの居住のため、一定額を超える家賃を支払っている場合支給  | 住宅手当 | なし   | 自らの居住のため、一定額を超える家賃を支払っている場合等に支給   | なし  |
| 配偶者、22歳までの子、60歳以上の父母等を扶養している場合支給<br>ただし、扶養家族の収入状況等による  | 扶養手当 | なし   | 配偶者、22歳までの子、60歳以上の父母等を扶養している場合支給<br>ただし、扶養家族の収入状況等による   | なし  |
| 社会保険・厚生年金加入(二か月を超える任用の場合)<br>雇用保険は、任用期間が31日以上6か月未満の場合は加入<br>公務災害の補償については、地方公務員災害補償基金の対象<br>6か月以上任用で退職手当を支給 | 加入保険 | 雇用期間及び勤務時間数等により、社会保険及び雇用保険に加入<br>退職手当なし<br>公務災害の補償については、地方公務員災害補償基金の対象         | 共済保険・年金に加入<br>雇用保険の加入なし<br>退職手当を支給<br>公務災害の補償については、地方公務員災害補償基金の対象                             | 雇用期間及び勤務時間数等により、社会保険及び雇用保険に加入<br>退職手当なし<br>公務災害の補償については、労災保険適用  |